

大垣市建設工事成績評定要綱

大垣市建設工事成績評定要綱（平成16年6月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、請負契約による建設工事成績評定（以下「評定」という。）を行うに当たり、受注者の適正な選定及び指導育成に資するよう厳正かつ的確な評定を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、大垣市建設工事検査要綱（平成18年告示第168号。以下「工事検査要綱」という。）に定めるところによる。

（評定の対象）

第3条 評定の対象は、1件の契約金額が500万円を超える建設工事とする。

（評定者）

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、請負契約による建設工事についての検査員及び監督員とする。

（評定の方法）

第5条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

2 評定の採点は、工事成績評定表（工事検査要綱第8号様式（4—1）をいう。以下同じ。）により行うものとする。

3 受注者は、当該工事における創意工夫・社会性等に関する実施状況（第1号様式及び第2号様式）（以下「創意工夫等」という。）を提出できるものとする。

4 工事特性については、施工条件等への対応状況により加点評価するものとする。

5 評定者は、工事の成績評定に当たって、前項の内容を適切に反映するものとする。

（評定の時期）

第6条 検査員は完成及び出来形検査を行ったとき、監督員は工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。ただし、再検査の場合は除くものとする。

（評定表の提出等）

第7条 検査員は、評定を行ったときは、工事成績評定表及び項目別評定点表（工事検査要綱第8号様式（4—1）（評定別表）をいう。以下同じ。）を検査復命書（工事検査要綱第8号様式(1)をいう。）に添えて検査権者に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第8条 検査権者は、検査員から工事成績評定表の提出があったときは遅滞なく評定結果を工事成績評定結果通知書（第3号様式）及び項目別評定点表により、当該工事担当課長に送付し、その写しを公表するものとする。

2 工事担当課長は、前項の送付を受けた場合、遅滞なく工事成績評定結果通知書及び項目別評定点表により当該工事の受注者に通知するものとする。

（評定の修正）

第9条 検査権者は、前条第2項の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 検査権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事担当課長に送付するものとする。

3 工事担当課長は、前項の送付を受けた場合、遅滞なく当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求）

第10条 前2条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。以下同じ。）以内に工事成績評定説明請求書（第4号様式）により、市長に評定結果について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第11条 市長は、受注者から評定結果について説明を求められたときは、当該受注者に対して、遅滞なく工事成績評定に係る説明書（第5号様式）により回答する。

2 市長は、前項の回答をするときは、工事成績評定評価委員会（工事成績評定評価委員会設置要綱（平成18年告示第170号）に基づいて設置された委員会をいう。以下同じ。）で検討するものとする。

（再説明請求）

第12条 前条の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日以内に工事成績評定再説明請求書（第6号様式）により、市長に再説明を求めるこ

とができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第13条 市長は、受注者から再説明を求められたときは、再度工事成績評定評価委員会で検討し、当該受注者に対して、工事成績評定に係る再説明書（第7号様式）により回答するものとする。

(回答の通知)

第14条 工事担当課長は、第11条及び前条に基づく回答を遅滞なく当該受注者に通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、評定の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年9月29日告示第169号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月6日告示第22号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

創意工夫に関する実施報告書

契約番号：

工事名：

実施項目		
実施内容		
説明	実施内容の説明	
	説明のための図・写真等	

※ 必要に応じて説明資料を添付する。

第2号様式(第5条関係)

社会性等に関する実施報告書

契約番号：

工事名：

行事名等	
活動内容	
活動実施日	
参加人数	名（行事全体 名）
説 明	活動内容の説明
	説明のための図・写真等

※ 必要に応じて説明資料を添付する。

第3号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

(受注者)

様

大垣市長

(公印省略)

工事成績評定結果通知書

大垣市建設工事成績評定要綱に基づき下記の工事について評定した結果を通知します。

記

- 1 工 事 名 工事
- 2 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 評 定 点 点
(修正評定点 点 【評定点が修正された場合のみ】)

受注者への連絡日	年 月 日
受注者の受領日	年 月 日
受領者の氏名印 (署名のみでも可)	

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

大垣市長 _____ 様

(受注者)
住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名



工事成績評定説明請求書

年 月 日付けで受け取った次の工事に係る成績評定等について説明を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期
- 3 完成検査年月日
- 4 疑 義 事 項

審査項目・細別	内 容

第 5 号様式(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

(受注者)

様

大垣市長

(公印省略)

工事成績評定に係る説明書

年 月 日付けで説明を求められた工事成績評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名 工事
- 2 疑義事項に対する回答

第6号様式(第12条関係)

年 月 日

大垣市長 _____ 様

(受注者)
住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名



工事成績評定再説明請求書

年 月 日付で回答のあった次の工事に係る評定については疑義がありますので再説明を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期
- 3 完成検査年月日
- 4 疑 義 事 項

考査項目・細別	内 容

第7号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

(受注者)

様

大垣市長

(公印省略)

工事成績評定に係る再説明書

年 月 日付けで再説明を求められた工事成績評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名 工事
- 2 疑義事項に対する回答